



**健康保険が変更になる方
国民健康保険の「加入」・「脱退」手続きを忘れずに!!**

後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人などを除き、会社へ就職・退職などにより「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」または「脱退」手続きが必要になります。

また、外国籍の人も3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められた方は、国民健康保険に加入しなければなりません。自動的には切り替わりません。

必ず14日以内に国保担当窓口（本庁舎住民課または分庁舎住民係）に届出をしてください。

◆お問合せ 住民課 ☎ 66-3405

～国保に加入する人～

加入するとき	必要な持ち物
他町から転入するとき	転出証明書等（転入の手続きに併せて行います）
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書 (職場で発行してもらう)
職場の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れたことの証明書 (職場で発行してもらう)
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証 (出生の手続きに併せて行います)
生活保護を受けなくなつたとき	保護廃止（休止）決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート

～国保をやめる人～

やめるとき	必要な持ち物
他町へ転入するとき	保険証（転出の手続きに併せて行います）
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき 	国保と職場の健康保険両方の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
国保被保険者が死亡したとき	保険証（死亡者が世帯主の場合は世帯全員の保険証） ※死亡に関する手続きに併せて行います
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
外国籍の人が国保をやめるとき	在留カード、パスポート、保険証

加入の届出をしないと・・・保険証が無いため、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。また、健康なのに保険税を納めるのは損だから、病気になってから（必要になってから）加入の届出をすればいいと思っても、保険税は国保の資格を得た月分（上記の国保に加入するとき）から納めなくてはなりません。届出を遅らせても払わなければいけないことに変わりないため、得はありません。